

○総務省告示第百八十九号

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）第五条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第二百四十九号（小売物価統計調査の調査地域を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年六月十四日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表		改正後
都道府県	調査地域	
北海道	札幌市 函館市 旭川市 室蘭市 北見市 美幌市 名寄市 千歳市 北 広島市 倶知安町 美幌町	
〔略〕		
埼玉県	さいたま市 川越市 熊谷市 川口市 所沢市 本庄市 上尾市 越谷市 新座市 久喜市 三郷市	
千葉県	千葉市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 茂原市 佐倉市 旭市 柏 市 浦安市	
〔略〕		
愛知県	名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 豊田市 蒲郡市 小牧市 美浜町	
三重県	津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市	
〔略〕		
兵庫県	神戸市 姫路市 西宮市 伊丹市 豊岡市 小野市 丹波篠山市	
〔略〕		
愛媛県	松山市 今治市 宇和島市	
〔略〕		
熊本県	熊本市 八代市 人吉市 荒尾市	
〔略〕		

別表		改正前
都道府県	調査地域	
北海道	札幌市 函館市 旭川市 室蘭市 北見市 美幌市 江別市 名寄市 千 歳市 倶知安町 美幌町	
〔同上〕		
埼玉県	さいたま市 川越市 熊谷市 川口市 所沢市 本庄市 春日部市 上尾 市 越谷市 朝霞市 久喜市	
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 茂原市 佐倉市 旭市 浦安市	
〔同上〕		
愛知県	名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 刈谷市 豊田市 蒲郡市 美浜町	
三重県	津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 尾鷲市 伊賀市	
〔同上〕		
兵庫県	神戸市 姫路市 西宮市 伊丹市 豊岡市 小野市 佐用町	
〔同上〕		
愛媛県	松山市 今治市 新居浜市	
〔同上〕		
熊本県	熊本市 八代市 人吉市 玉名市	
〔同上〕		

<p>備考 小売物価統計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる令和六年六月十四日現在における名称及び区域によるものとする。</p>	<p>備考 小売物価統計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる令和元年六月二十五日現在における名称及び区域によるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	